

ホームページ委員会設置要綱

鳥取県立鳥取療育園

1 設置目的

ホームページからの情報発信を推進し、最新の施設情報を正確に伝えることを目的に、ホームページ委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所管業務

- ① 施設運営に関する情報を発信。
- ② ホームページの管理。

3 委員会の組織

委員会は鳥取療育園職員より選出し、構成する。
通園係、外来係、地域支援係の各係から1名は選出される。
委員会の委員長は、園長が指名する。

4 委員会

委員長が必要に応じて、委員を招集する。

5 任期

- ホームページ委員の任期は、次のとおりとする。
- ① 委員の任期は、1年とする。ただし再任をさまたげない。
 - ② 委員が任期中に交代する場合は前任者の残任期間とする。

6 附則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。
この要綱は、令和7年5月16日に改正し、再施行する。